

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.3
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル11階
【報告義務発生日】	平成22年05月31日
【提出日】	平成22年06月07日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株式保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ヒロセ電機株式会社
証券コード	6806
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/ 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシー
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 80206 コロラド州デンバー、デトロイト・ストリート 151
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成14年02月27日
代表者氏名	リチャード・M・ワイル
代表者役職	CEO（最高経営責任者）
事業内容	米国におけるミューチュアル・ファンド、法人投資家勘定、個人投資家勘定、退職勘定および慈善勘定について投資顧問および副投資顧問サービスを提供

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル11階 ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド 東京支店 鈴木徹
電話番号	03-6250-9820

(2)【保有目的】

ジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシーは投資顧問会社であり、1940年投資会社法第8条に基づき登録されている投資会社及び個人及び機関投資家に対する投資助言サービスを提供している。すべての株式は事業の通常の過程において取得されたものであり、発行会社の支配権を変更またはこれに影響を与えることを目的として取得したものではない。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			1,526,600
新株予約権証券（株）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			

株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,526,600
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,526,600
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成22年05月31日現在)	V	40,020,736
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		3.81
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.42

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし
